

災害事例

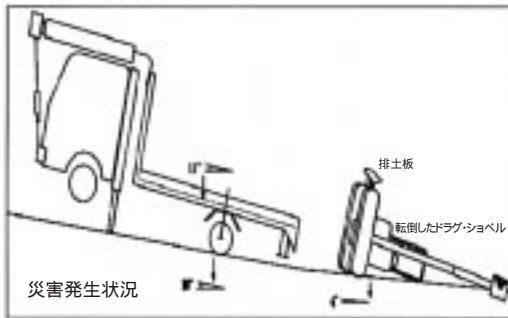
積載形トラッククレーンの荷台からドラグ・ショベルを降ろす作業中、ドラグ・ショベルが転落

【災害の概要】

工事の種類：その他の土木工事業

災害の種類：墜落・転落

被災者：1人（死亡）



【災害発生状況】

この災害は、柵を設置する工事において、車両積載形トラック・クレーン（以下「トラッククレーン」という。）の荷台に機体重量2.7トンのドラグ・ショベル（以下「ショベル」という。）を載せて運搬して、荷台から自走させて降ろしていたところ、ショベルが転倒し、運転していた被災者がその下敷きになって死亡したものである。

災害が発生した工事は、線路脇に柵を設置するものであり、柵の基礎をショベルで掘削して基礎を築いた後、設置することとしていた。

現場には、積雪があり既に現場に来ていた元事業者の現場責任者から当日の作業は中止する旨の指示があり、被災者を除く作業者と現場責任者とで翌日からの柵の設置場所、搬入済みの資材の説明等、作業の打ち合わせを行った。

その間に被災者が1人でショベルをトラッ

ククレーンの荷台から降ろすため

上りこう配になっている現場入口に前進でトラッククレーンを止め、車両前部のアウトリガだけを伸ばして荷台を傾斜させた後、ショベルに乗り込み、傾斜させた荷台から地面にアームを伸ばしてバケットを地面に押しあてながら前進させた。

ショベルの前部が接地した感覚があったので、今度は、バケットを荷台に押し当てながら後進させるため運転席を180度回転させようとした。

その時、旋回の途中でショベルが滑って転倒し、運転していた被災者がその下敷きになって死亡した。

被災者は車両系建設機械の運転技能講習を修了しており、また、荷台には道板が積まれていたが、道板は使用していなかった。

【災害発生原因】

- 1 道板を使用せずに荷台からショベルを降ろそうとしていたこと。
- 2 単独で作業を行ったこと。
- 3 積雪のために荷台が濡れ、滑りやすい状態にあったこと。
- 4 上りこう配の箇所に進んで進入したため、荷台の傾斜が急になっていたこと。

【再発防止対策】

- 1 車両系建設機械を貨物自動車等に積降しする場合には、道板等を使用するとともに、車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次によること。

【安規第161条関係】

- イ) 車両系建設機械の積降し作業は、平坦で堅固な場所で行うこと。
 - ロ) 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けること。
 - ハ) 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅、強度および勾配を確保すること。
- 2 作業指揮者を定め、その者の指揮のもとで行うこと。